

## 優先取組物質見直しの基本的考え方について（案）

## 1. 選定の母集団となる有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質リストの扱いについて

今回の優先取組物質の見直しは、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質として選定された 234 物質について、これまでに蓄積してきた情報に基づき、リスクが高いことが判明した物質を対策スキームの対象に加えていくことを目的としたものであることから、この物質リスト自体については抜本的な見直しは行わないこととする。

しかしながら、少なくとも、表1～2に示す我が国における化学物質の初期リスク評価において情報収集の必要性等が指摘されている物質については、物質リスト選定以降に大気環境リスクの可能性が指摘されたものとして、優先取組物質選定の母集団に加えるべきと考えられる。

表1 環境省「化学物質の環境リスク評価」の結果

CAS 番号	物質名	一般環境大気のリスク評価結果		有害大気汚染物質
75-07-0	アセトアルデヒド	MOE=89	情報収集に努める必要がある(▲)	○
1330-20-7	キシレン	MOE=65	情報収集に努める必要がある(▲)	○
106-46-7	o-ジクロロベンゼン	MOE=20	情報収集に努める必要がある(▲)	○
110-54-3	n-ヘキサン	MOE=59	情報収集に努める必要がある(▲)	○
50-00-0	ホルムアルデヒド	MOE=18	情報収集に努める必要がある(▲)	○
107-13-1	アクリロニトリル	MOE=31	情報収集に努める必要がある(▲)	○
75-01-4	塩化ビニルモノマー	MOE=51	情報収集に努める必要がある(▲)	○
67-66-3	クロロホルム	MOE=91	情報収集に努める必要がある(▲)	○
107-02-8	アクロレイン	MOE>0.2	詳細な評価を行う候補～現時点では作業を行う必要はない(■～○)	○
95-51-2	o-クロロアニリン	MOE>13	情報収集に努める必要がある	×

			～現時点では作業を行う必要はない(▲～○)	
74-87-3	塩化メチル	MOE=29	情報収集に努める必要がある(▲)	○
78-87-5	1,2-ジクロロプロパン	MOE=22	情報収集に努める必要がある(▲)	○
4170-30-3	クロトンアルデヒド	MOE=65	情報収集に努める必要がある(▲)	×
50-32-8	ベンゾ(a)ピレン	MOE=1.4	詳細な評価を行う候補(■)	○

表2 NEDO 第1プロジェクト「初期リスク評価書」の結果

CAS 番号	物質名	リスク評価結果	有害大気汚染物質
107-02-8	アクロレイン	詳細な調査、解析及び評価等を行う候補物質である。	○
75-07-0	アセトアルデヒド	詳細な調査、解析及び評価等を行う必要がある候補物質である。	○
1330-20-7 (混合物)、 95-47-6 (o-体)、 108-38-3 (m-体)、 106-42-3 (p-体)	キシレン	詳細な調査、解析及び評価等を行う候補物質である。	○
67-66-3	クロロホルム	詳細な有害性情報の収集・解析を行う必要がある。	○
75-15-0	二硫化炭素	詳細な調査、解析及び評価等を行う必要がある候補物質である。	○
302-01-2 (無水物)、 7803-57-8 (一水和物)	ヒドラジン	詳細な調査、解析及び評価等を行う候補物質である。	○
117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	詳細な調査、解析及び評価等を行う必要がある候補物質である。	○
50-00-0	ホルムアルデヒド	詳細な調査、解析及び評価等を行う必要がある候補物質である。	○
110-85-0	ピペラジン	必要な試験結果が得られた時点で、再度初期リスク評価を行う必要がある。	×

2. 有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質に係るリスク評価及び優先取組物質の選定基準に係る基本的考え方について

平成8年の優先取組物質選定時の選定基準は、表3に示すとおり、有害性の

程度と国内での検出濃度を比較するリスク評価に基づくものであり、さらに、特に重篤な健康影響（発がん性）を示す物質について、検出又は検出の可能性がある時点で選定することとしたものとなっている。

今回の優先取組物質の選定は、基本的には平成8年の考え方を踏襲することが適当と考えられるが、有害性情報として平成8年の選定の際に用いた項目に加え、収載物質数が多く同程度の信頼性があると考えられる諸外国情報源や、近年新たに利用可能となった環境リスク初期評価の成果も活用し、可能な限り多くの物質についてリスク評価を行い、その結果を踏まえて新たな優先取組物質の選定を行うべきと考えられる。

また、ばく露情報として、エコ調査や有害大気汚染物質モニタリングの結果に加え、近年、PRTR データやそれに基づくモデル予測結果が利用可能となっている。モデル予測結果は、現時点では実測データと同等に取り扱うことはできないと考えられるが、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質のリスク評価を効率的に行うための物質の絞り込みへの活用や、モニタリング結果に基づくリスク評価結果とモデル予測濃度に基づく評価結果を比較することは有効と考えられる。

表3 平成8年の優先取組物質選定基準

平成8年の選定時には、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質 234 物質のうち、当該物質の有害性の程度や我が国の大気環境の状況等に鑑み、以下の選定基準に基づき健康リスクがある程度高いと考えられる物質を選定した。

- ①一般環境又は工場等の周辺環境において、以下のいずれかの値を超える濃度で検出されている物質及びこれらの物質に準ずると考えられるダイオキシン類。
  - ア. 以下のいずれかの値の 1/10 の値
    - a. オランダの大気環境目標
    - b. EPA の発がん性評価による  $10^{-5}$  生涯リスク相当の濃度
    - c. WHO 欧州地域事務局の一般環境大気質ガイドライン
  - イ. 日本産業衛生学会又は ACGIH(米国産業専門家会議)の許容濃度の 1/1000 の値
  
- ②IARC (国際がん研究機関) で1に分類されている物質であって、以下のいずれかに該当するもの。
  - a. 我が国の大気環境から検出されていること
  - b. 我が国における生産・使用の状況からみて検出される可能性のあること

### 3. 現行優先取組物質の扱いについて

- 1) ベンゼン等の現行の優先取組物質については、法規制によって排出抑制が担保されているわけではなく、これらの物質の排出量や大気濃度を適切な水準に保つためには、常に行政による監視が必要と考えられ、有害大気汚染物質排出抑制専門委員会においても行政によるチェック・アンド・レビューを継続すべき旨の結論がなされているところである。したがって、これらの物質については、原則としてそのまま継続して優先取組物質とすることとすることが適当である。ただし、既に製造・輸入が行われなくなった等、リスクの可能性を否定できるものについては指定解除することが可能であると考えられる。

なお、現行の優先取組物質については、これまでに蓄積してきた大気環境モニタリング結果やPRTRデータを踏まえ、低濃度で推移している場所等については適宜モニタリングの合理化を図ることが適当と考えられる。

- 2) なお、現行優先取組物質のうち、モニタリングが技術的に困難なクロロメチルメチルエーテル及びタルク（アスベスト様繊維を含むもの）の扱いについては、今後、その製造・使用の実態等を調査のうえ検討することとする。

### 4. 新たに選定される優先取組物質に係る対策の進め方について

- 1) 現行の優先取組物質については、平成8年の選定時及び平成13年には、環境庁と通商産業省は「事業者による有害大気汚染物質の自主管理の促進のための指針」により事業者による自主管理を要請し、これを受けた事業者側は事業者団体毎に自主管理計画を策定し、数値目標を定めて排出削減に取り組むという形が取られた。

その後、平成17年6月の中央環境審議会大気環境部会有害大気汚染物質排出抑制専門委員会（第9回）において、①それまでの業界単位の全国的な自主管理計画に基づく排出削減により全国的に濃度は改善したこと、②PRTR制度の導入により、個別企業毎の排出地点及び排出量の把握が可能となり全体的なチェック・アンド・レビューの仕組みが整ったこと、③VOC（揮発性有機化合物）規制が開始されること等、自主管理を始めた頃と比べて状況に大きな進展が見られたことを勘案し、以降の有害大気汚染物質対策の進め方として、それまでのように業界単位等で削減取組を実施するのではなく、自主管理計画を通じて確立された枠組等を活用し、個別事業者のそれぞれの責任の下での自主的な排出抑制や、地方公共団体と事業者との連携による地域主体の自主的な取組へと移行することとし、国においてはPRTRデータ及

び大気環境モニタリング結果等に基づき対策状況のレビューを行うことが  
適当と結論づけられた。

- 2) 新たに選定される優先取組物質の対策の進め方については、今後、有害  
大気汚染物質排出抑制専門委員会においてご審議いただくこととなる。しか  
しながら、今後新たに選ばれる物質についても、基本的には現行優先取組物  
質と同じく、化学物質排出把握管理促進法に基づく PRTR 制度の対象となっ  
ている場合には事業場毎の排出量が明らかとなっており、同法や大気汚染防  
止法の VOC 対策枠組みの下で既に相当程度自主管理に取り組まれているも  
のと考えられることから、現時点では、基本的には平成 8 年の選定時のよう  
な業界単位の全国的な自主管理計画に基づく排出削減を要請することはせ  
ず、現行の優先取組物質に係る対策枠組みの中で取組を進めることが適当と  
考えている。